岩手県議会告示第3号

県議会の議員の資産等の公開に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成 18 年 8 月 25 日

岩手県議会議長 伊藤 勢 至

県議会の議員の資産等の公開に関する規程の一部を改正する告示

県議会の議員の資産等の公開に関する規程(平成7年岩手県議会告示第2号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(資産等報告書等)	(資産等報告書等)
第2条 [略]	第2条 [略]
2 [略]	2 [略]
3 条例第2条第1項第6号の議長が定める株券は、 <u>資本</u> の額が	3 条例第2条第1項第6号の議長が定める株券は、 <u>資本金</u> の額
1億円以上の株式会社の株券、証券取引所に上場されている株	が1億円以上の株式会社の株券、証券取引所に上場されている
券又は店頭売買有価証券として証券業協会に登録されている	株券又は店頭売買有価証券として証券業協会に登録されてい
株券とする。	る株券とする。
4~7 [略]	$4 \sim 7$ [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この告示は、平成18年8月25日から施行する。